〇総務省令第一号

号) 法 律 年 地 方 法 律 亚 自 税 成 第 動 法 \equiv 兀 車 + 号) 重 昭 量 和 年 及 譲 法 与 U + 地 税 律 五 第 方 法 年 三号) 税 法 法 昭 律 施 和 第二百二十六 行 兀 令 + 特 六 别 昭 法 年 法 和 人 事 律 号) 業 第 + 五. 税 九 ` + 年 及 地 号) 政 び 方 令 特 揮 ` 第 別 発 法 森 油 百 林 人 譲 兀 事 環 与 + 業 境 税 五. 譲 税 法 号) 与 及 税 び 昭昭 \mathcal{O} 森 に 和 関 林 規 \equiv 定 す 環 + に る 境 年 基 法 譲 法 づ 律 与 き、 律 税 平 第 12 地 成 関 百 十 三 方 三 す + る 税

令和四年一月十四日

法

施

行

規

則

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 \mathcal{O}

よう

に

定

め

る。

総務大臣 金子 恭之

地 方 税 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 省 令

地方税法施行規則の一部改正)

第 条 地 方 税 法 施 行 規 則 昭 和 + 九 年 総 理 府 令 第 十三号) 0) 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分 をこ ħ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

改正後
改正前

(法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法(平成十九年法律第五十三号)|第七条の二の九 府県表)第六表(小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商 ち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編(都道 事業所数及び年間商品販売額)の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄 として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表(区市郡別、商品(小売)別の 号)によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果 第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で 態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄 計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形 門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち 品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専 タログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商 額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カ の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売 び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」 のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及 のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」 うち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の 売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」の 額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販 売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)の表頭「小売計」のうち「年間商品販売 額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編(小売業)第五表(都道府県別、業態別、商品販 うち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計 品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」の 同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商 態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、 品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)の表頭「小売計」のうち「商品販売形 経済産業省令第十四号)による廃止前の商業統計調査規則(昭和二十七年通商産業省令第六十 定める額は、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令(令和元年 表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側 「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売 「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売 「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側 額から、同表の表頭「六〇 その他の小売」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のう

『条の二の九』[同上](法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額

ついては当該都道府県の額に加えたものとする。

ついては当該都道府県の額に加えたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県にによる販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にては当該都道府県の額から減じたものとし、当該額が公表された後において都道府県の境界にては当該都道府県の額で持た額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にては当該都道府県の額と控除した額の合計額、の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売

「11 各1 の号及び次条第一号において同じ。)を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額ける人口の確定数又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下こ(国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)によつて調査した令和二年十月一日現在にお一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口

(政令第三十五条の二十第一項第二号の人口)

に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。された後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項の規定令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示第七条の二の十一 政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した

(法第七十二条の百十五第一項の人口)

を告示したときは、その人口とする。 第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村(特別区を含む。次条において同じ。)の人口第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村(特別区を含む。次条において同じ。)の人口 る。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令第百七十七条 る。ただし、国勢調査令によつて調査した一分和二年十月一日現在における人口の確定数とす第七条の二の十四 法第七十二条の百十五第一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町第七条の二の十四 法第七十二条の百十五第一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町

附 _町

(福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例)

第三条の二の四 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並第三条の二の四 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並第三条の二の四 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並第三条の二の四 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並

(福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例)

第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。六項の規定の人口に係る部分に限る。) の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げるびに相馬郡飯舘村に対する第九条の十三第一項及び第二項の規定(第九条の十一第三項及び第第四条の九の二 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並

及び次条第一号において同じ。)を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額における人口又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号(国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)によつて調査した平成二十七年十月一日現在(国勢変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口

同上

(政令第三十五条の二十第一項第二号の人口)

道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。
「中成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後にお第七条の二の十一」政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した

(法第七十二条の百十五第一項の人口)

川

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

乗じて得た人口とする。

乗じて得た人口とする。

乗じて得た人口とする。

乗じて得た人口とする。

乗じて得た人口とする。

乗じて得た人口とする。

乗じて得た人口とする。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ及び第二項の規定(第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。)の適用び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する令和三年度及び令和四年度における第九条の十三第一項第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及

この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

本台帳法(昭和四十二年の国勢調査の結果によると表近のものの結果によると表近のものの結果による人特例是間人口(従業地、通学地による人特例是間人口(により前年度末までに「報で公示された人物の配性人口(以下この項及び次項において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査の方を最近のものの項及び次項において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査の結果による官報で公示された人の当該市町村の片口において住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査を担いう。以下この項及び次項におって特例を開入口(以下この項において同じ。) を乗じて特別を対して、当該市町村の人口の確定数にで除して得たという。)を乗じて特別人口(以下この項において同じ。) おいて「特別尋」という。)を乗じて得た人口(以下この項において信送に基づき住人口(以下この項において信法で発し、一下の項において信法で発し、一下の項において同差に基づき住民基本台帳と記述を表して、一下が別差によるという。)を乗じて特別人口(以下この項において同じ。) を乗じて特別人口(以下この項において得た人口(以下この項に対しては、一下の目の語と表して、「特別を開入口がら特定特別人口」という。	特例人口	同項の人口	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の計果による官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を平成二十二年の国勢調査の計算を手による官報で公示された人 る当該市町村の人口の確定数に で除して得た人口 (以下この項という。以下この項を対する者の数を平成二十一年の国勢調査の計算を手による官報で公示された人 る当該市町村の人口の確定数に で により に は	人口から特定特例人	間人口から常住人	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に と	て「特定特例人口」とい	て同じ。)	
前年度未までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に を開入口(従業地、通学地による人 特例昼間人口(正より前年度末までに 国勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に 上で得た率を乗じて得た人口。 により前年度末までに 国勢調査のうち最近のもの 平成二十二年の国勢調査 で除して得た率(以下この項及び次 従業地、通学地による人口に、 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に記 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に記	て得た人口(以下この	いう。以下この項及び次項にお	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に はり前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査のおりた最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に により前年度末までに は り に おいて 「特例人口」という。」 を乗じて「特例率」という。」 を乗じて「特例を平成二十二年の国勢調査の結果	の人口	の結果による官報で公示された人	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に 国勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に 上り前年度末までに 「特別を単による人 特例昼間人口(従業地、通学地による人 特例昼間人口(において「特例へ口」という。) で除して得た率(以下この項及び次 従業地、通学地による人口に 「一十七年九月三十日において信法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年 「特例率」という。) を乗じて得た率(以下この項に で除して得た率(以下この項に た人口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。以下この項に たん口をいう。 は たん口を は たんしと は たんしと は たんしと は たんしと は たんしと は たんしと は たんしき は たんしと は は たんしと は なんしと は は たんしと は たんしと は は たんしと は なんしと は なんしと は なんしと は は たんしと は なんしと は は は たんしと は なんしと は は は は なんしと は は なんしと は は なんしと は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	成二十二年の国勢調査の結果に	町村の常住人口(当該国勢調	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果による人口 を			
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に 日	「特例率」という。		
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に を間人口(従業地、通学地による人 特例昼間人口(「により前年度末までに 一口が により前年度末までに 一口が により前年度末までに 一口が により前年度末までに 一口が により において 「特例人口」という。」 でおいて 「特例人口」という。」 一十七年九月三十日において信民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 一十二年の国勢調査 本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年の国勢調査 「十二年の国勢調査 「十二年の国・11年」 「11年」 「11	して得た率(以下この項にお		
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に 日勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に おり前年度末までに 管報で公示された国 平成二十二年の国勢調査 という。以下この項及び次 従業地、通学地による人 特例昼間人口(により において「特例人口」という。) では、	ている者の		
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	日において同法に基づ		
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	いる者		
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	法に基づき住民基本台帳に		
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	い	項	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	、通学地による人口に、平	人口をいう。以下この項及び次	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に、		のうち最近のも	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、 を	ょ	り前年度末までに	
前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に、右帳法 (昭和四十二年法律第八十七年に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数でして得た率を乗じて得た人口(次において「特例人口」という。)		口が	
項 前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、勢調査のうち最近のものの結果によ る当該市町村の人口の確定数に、石で得た率を乗じて得た人口(次本台帳に記載されている者の数で本台帳に記載されている者の数で本台帳に記載されている者の数で本台帳に記載されている者の数で本台帳に記載されている者の数で本台帳に記載されている者の数で本台帳に記載されている者の数で本台帳に記載されている者の数である。	人	間人口(従業地、通学地による人	第二項
項 前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、			
項 前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	という。)		
項 前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	次		
□ 前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果によ る当該市町村の人口の確定数に、	本台帳に記載されている者の数で除		
本でいる者の数を平成二十二年九月三十日において住民基本台帳に記載のうち最近のものの結果による当該市町村の人口の確定数に、毎に表表すでに官報で公示された国で成二十二年の国勢調査の結果に対しては、1年の国勢調査の結果に対しては、1年の国勢調査の結果に対しては、1年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年の国勢調査の結果に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者の数を平成二十二年九月に対している者のは、1年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年1	いて同法に基づき住民		
一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方	れている者の数を平成二十二年九月		
会人口 お手を表すでに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査のおよびでは、 る当該市町村の人口の確定数に、項 前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果に			
る人口			
	におい	П	
項 前年度末までに官報で公示された国 平成二十二年の国勢調査の結果に	町村の人口の確定数に、	のうち最近のものの結果によ	
	国勢調査の結果に	前年度末までに官報で公示された国	第一項

適用しない。 ・ 加同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、

						第二項								第一項
同項の人口	昼間人口から常住人口	下この項及び次項において同じ。)下この項及び次項において同じ。)常住人口(当該国勢調査の結果によ	項項をいう。以下この項及び次	国勢調査のうち最近のもの	により前年度末までに	昼間人口(従業地、通学地による人						る人口	勢調査のうち最近のものの結果によ	前年度末までに官報で公示された国
	特例昼間人口から特例人口	特例人口	項 を乗じて得た人口をいう。以下このを乗じて得た人口をいう。以下この	平成二十二年の国勢調査	により	特例昼間人口(おいて「特例人口」という。)を乗じて得た人口(次項に	得た率(次項において「特例率」と帳に記載されている者の数で除して	日において同法に基づき住民基本台しる者の数を平成二十二年九月三十	に基づき住民基本台帳に記載されて	法(昭和四十二年法律第八十一号)	年九月三十日において住民基本台帳	る当該市町村の人口に、平成二十七	平成二十二年の国勢調査の結果によ

(地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 地 方 揮 発 油 譲 与 税 法 施 行 規 則 昭昭 和三十一年総 理府令第七号)の一 部を次のように 改正す

る。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前欄に掲 げる規定 の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正 後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

査の結果による官報で公示された人当該市町村の常住人口(当該国勢調	当能ノ口をレジンコンの名	調査のうち最り前年度末ま	第二項 昼間人口(従業地、通学地による人	1 日本	E
る当該市町村の人口の確定数に特例平成二十二年の国勢調査の結果によ	(大) 「 () () () () () () () () ()	二十二年の国勢調査	特例昼間人口(正 後 正 後 正 後 正 後 正 後 正 後 正 後 正 後	
			第二項	5 福島県南相馬市 に相馬郡飯舘村に 相馬郡飯舘村に の規定は、適用につる。)の適用につる。)の適用につる。)の適用につる。)の適用につる。)の適用につる。)の適用につる。)の適用につる。)の適用した ありが かが	
る官報で公示された人口をいう。以常住人口 (当該国勢調査の結果によ	当識ノFをレジンと同じの名	取近まで	昼間人口(従業地、通学地による人	の 一 に に を に を に を に を に を に を に を に を に も に に に も も に も に も も に も も も も も も も も も も も も も	E
特例人口	(存著出、運営出には名)」に、単格等を乗じて得た人口をいう。 以下この	平成二十二年の国勢調査	特例昼間人口(一世 20 20 20 20 20 20 20 2	

 備考 表中の[]の記載は注記である。
 □ の記載は注記である。
 特例人口

 おいて特定特例人口という。)
 特例人口

 特例人口
 特例人口

同項の人口	昼間人口から常住人口	下この条において同じ。)
特例人口	特例昼間人口から特例人口	

(自動車重量譲与税法施行規則の一部改正)

第三条 自 動 車 重 量 譲 与 税 法 施 行 規 則 昭 和 几 + 六 年 自治省令第十三号) の — 部を次 \mathcal{O} ように 改正す

る。

次 \mathcal{O} 表に より、 改 Ī 前 欄 に 掲 げる規定 \mathcal{O} 傍線 を付 L た部分をこれに順 次対応する改 Ē 後欄に掲 げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

			5 1 6 4 附 則	
項 項 項 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	調査のうち最近り前年度末まで	に	届高耒又莲称楢葉叮、富命叮、川勺寸、大焦叮、又~4.略]	改正後
従業地 通学地による人口に 平成 二十七年九月三十日において住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年 九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数 で除して得た率 (以下この項において「特例率」という。)を乗じて得た人口をいう。以下この項 を乗じて得た率 (以下この項 という。以下この項 を乗じて得た率 (以下この項 という。以下この項 おいて特定特例人口という。)	平成二十二年の国勢調査により	本台帳に記載されている者の数で除 下欄に記いて「特例人口」という。) 「特例昼間人口(特例昼間人口(又複丁、良工丁及ド島邑寸在ドこ目馬祁反	
		第	5 <u> </u>	
項	勢調査のうち最近が		、又葉邶酋寒丁、	改正前
特例人口特例人口をいう。以下こので乗じて得た人口をいう。以下こので		一十年度から令和三年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算対する平成三十年度から。 この場合においた日書及び第八項の規定は、適用しない。	富岡丁、川勺寸、大長丁、又裏丁、良工丁及ド葛尾寸左ド	

	昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特定特例人口		昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口	<u>L</u>
	同項の人口	特例人口		同項の人口	特例人口	
[6] 略]			[6 同上]			
備考表中の	[]の記載は注記である。					

森 林 環 境 税 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 森 林 環 境 譲 与 税 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 ∅→ 部 改 正

第 兀 条 森 林 環 境 税 及 び 森 林 環 境 譲 与 税 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 成三 十一年 総 務 省 令 第 匹 + 号) \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線 を 付 L た 部分をこ れ に 順 次 対 応する 改 正 後欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ように 改 め る。

附則	は、その人口とする。	十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したとき	た後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項又は第百七	二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示され	第三条 法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した令和	(法第二十八条第一項及び第二十九条の人口)	改 正 後
附則	とする。	の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項又は第百七十七条第一項	二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において	第三条 法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した平成	(法第二十八条第一項及び第二十九条の人口)	改 正 前

(福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の特例)

第五条 郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の 口(次項において「特例人口」という。)とする。 日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人 二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十 結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果 による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法(昭和四十 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬

2 よる福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、令和二年の国勢調査の結果による福島県内 村の特例人口の合計数を加えた数とする。 の各市町村(前項に規定する市町村を除く。)の人口の確定数の合計数に前項に規定する市町

(福島県南相馬市等に係る人口の特例)

第五条 月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて 並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の 得た人口(次項において「特例人口」という。)とする。 和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九 調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法(昭 国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村

|福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果に||2||福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果に 県内の各市町村(前項に規定する市町村を除く。)の人口の合計数に前項に規定する市町村の よる福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果による福島 特例人口の合計数を加えた数とする。

特 別 法 人 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 に 関 する 法 律 施 行 規 則 の 一 部 改 正

第 五 条 特 別 法 人 事 業 税 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 成三十一 年 総 務 省 位 第四

十一号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L た 部分をこ れ に 順 次 対 応する 改 E 後欄 に 掲 げ

る 規定 0 傍 線 を 付付 L た 部 分 \mathcal{O} ように 改 め る。

改正後	改正前
(法第三十条第一項第二号の人口)	(法第三十条第一項第二号の人口)
第一条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(以下「法」という。)第三十条	第一条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(以下「法」という。)第三十条
第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令(昭和五十五年政令	第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令(昭和五十五年政令
第九十八号)によって調査した合和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、	第九十八号)によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該
当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六	人口が官報で公示された後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十
号)第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したとき	六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口
は、その人口とする。	とする。

附則

(施行期日)

第 条 \mathcal{O} 省 令 は、 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 施 行 す る。 ただし、 第 条 中 地 方 税 法 施 行 規 則 附 則 第 兀 条 0 九 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 改 正 規 定 並 び に 第 条 及 び 第 \equiv 条 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 兀 年 兀 月 __ 日 か 5 施 行 す る。

地 方 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第 条 玉 勢 調 査 令 昭 和 五. + 五. 年 政 令 第 九 + 八 号) に ょ 0 て 調 査 L た 令 和 年 + 月 日 現 在 に お け

る 人 \Box \mathcal{O} 確 定 数 が 官 報 で 公 示 さ れ た 日 \mathcal{O} 前 日 ま で に あ 0 た 都 道 府 県 \mathcal{O} 境 界 変 更 に 対 す る 第 __ 条 \mathcal{O} 規

定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 地 方 税 法 施 行 規 則 以 下 新 地 方 税 法 施 行 規 則 لح 1 う。 第 七 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 九 及 び

第 七 条 \mathcal{O} \mathcal{O} + \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 7 は 新 地 方 税 法 施 行 規 則 第 七 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 九 第 号 中 令 和 二年

+ 月 --- 日 と あ る \mathcal{O} は、 平 成二 + 七 年 $\dot{+}$ 月 --- 日 とす る。